学校給食における
食物アレルギー対応について

春日井市教育委員会

１　使用しない食材等

当市の学校給食では、次の食材を使用しません。

（そば・落花生・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ・くるみ・ピスタチオ・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツ・マカダミアナッツ・まつたけ）

また、果物を除き、食材は必ず加熱調理しています。

２　食物アレルギー対応の内容

⑴　卵・乳・えび・かにアレルギー給食の提供

卵（鶏卵及びうずら卵）・乳・えび・かにのいずれかにアレルギーがあり、医師から学校での配慮や管理が必要と診断された児童生徒に、卵・乳・えび・かにを全て使用しないアレルギー給食を提供します。

- 食缶のおかずと、フライ缶のおかずがアレルギー給食の対象です。ただし、卵・乳・えび・かに以外のアレルギーがあり、これらのおかずが食べられない場合は、無配膳対応です。
- 主食（ごはん、パン、麺類）、添え野菜（サラダ・和え物）、デザートで食べられないものがある場合は、無配膳対応です。
- アレルギー給食と通常給食を日によって選択することはできません。
- 特定の食材のみを除去することはできません（アレルギー給食を希望すると、アレルギーが卵のみの場合でも、毎日、卵・乳・えび・かにを全て使用しない給食を提供します）。
- アレルギー給食は、東部第１・第２調理場のアレルギー給食専用調理室で、通常給食とは別に調理し、専用の個人用容器に入れて届けます。
- 誤食を防ぐため、全ての料理でおかわりはできません。
- 栄養価は通常給食と異なります。また、見た目や食材等が異なる場合があります。
- 給食費は通常給食と同じ金額です。

⑵　学校での食物アレルギー対応（無配膳、弁当持参）

児童生徒に何らかの食物アレルギーがあり、医師から学校での配慮や管理が必要と診断された場合は、学校でのアレルギー対応として、通常給食で、アレルギー原因食物を含む料理の無配膳対応を行います。

なお、誤食を防ぐため食べない料理がある日は全ての料理でおかわりはできません。

裏面へ

⑶　**豆乳の提供**

乳アレルギーがある場合、飲用牛乳及びはっこう乳を豆乳へ変更できます。

※　アレルギー以外の理由（乳糖不耐症等）で豆乳を希望することもできます。その場合は、食物アレルギー対応の申請手続きは必要ありませんが、別途申込書の提出が必要です。

３　学校給食における食物アレルギー対応の申請手続き

次の書類を、学校に提出してください。

⑴　**食物アレルギー対応申請書**

⑵　**学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**

※　必ず、医師が記載したものを提出してください。

※　必ず、毎年医師の診断を受けて、最新の状況がわかるものを提出してください。

食物アレルギーの対応は、お子様の健康や生命にかかわる重要なものであり、必要な手続きや書類の提出がない場合は対応できませんので、必ず提出してください。

４　安全性を最優先するアレルギー対応について

学校の給食時間では、多くの児童生徒が一緒に給食を食べます。

家族に見守られて食事するのとは異なる状況で、食物アレルギー事故を起こさないようにするには、統一したルールでアレルギー対応を行うことが必要です。

春日井市では「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づき、安全を最優先にした対応を行っています。

⑴　調味料・だし・添加物に含まれる微量のアレルゲンや、食品表示法による注意喚起表記程度でも除去が必要な、重篤な食物アレルギーがある場合は、学校給食で対応することはできません。弁当を持参してください。

⑵　アレルギー原因食物を使用した料理は、アレルゲン含有量に関わらず提供しません。

個別の多段階対応（例えば「今日のエビフライは食べないが、明日の八宝菜はエビが小さいので食べる」）は、複雑・煩雑であり、事故の温床となるためできません。

⑶　児童生徒が自分でアレルギー原因食物を取り除いて食べることは、学校での配慮や管理の対象となりません。

問い合わせ

学校給食課　電　話　０５６８－８５－６３４１

ＦＡＸ　０５６８－８５－０９９１